

京都市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録を受けて行う、ボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について、その必要性並びに実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議するため、京都市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) NPO等による福祉有償運送の必要性その他の法第79条の登録及びその更新の申請内容に関すること
- (2) NPO等が実施する福祉有償運送における課題及び問題点に関すること
- (3) NPO等が実施する福祉有償運送の適正な実施に関すること
- (4) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉有償運送の利用者の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 現に福祉有償運送を行っているNPO等の代表
- (5) タクシー事業者の代表
- (6) タクシー運転者の代表
- (7) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局職員
- (8) 京都市職員のうち市長が指名する者
- (9) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を招集することができる。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録が予定されている場合
- (2) 福祉有償運送において、重大な事故等問題が発生した場合
- (3) その他福祉有償運送の適正な実施のために必要と認められる場合

- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、協議会の議長となる。
- 5 協議会の議事は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。
なお、協議が整わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年9月1日から施行する。
第6条の規定にかかわらず、第1回目の協議会は市長が招集する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年4月1日から当面の間は、委員の任期を延長する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。